

戸田市都市まちづくり推進条例運用基準

平成30年7月4日市長決裁

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 地区まちづくりの推進（第3条―第15条）

第3章 テーマ型まちづくりの推進（第16条・第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、戸田市都市まちづくり推進条例（平成19年条例第18号。以下「条例」という。）及び戸田市都市まちづくり推進条例施行規則（平成19年規則第26号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び規則の例による。

第2章 地区まちづくりの推進

（地区まちづくり活動組織登録等）

第3条 地区まちづくり活動組織は、5人以上の地区住民等により構成される団体とする。

2 規則第2条第4項の地区まちづくり活動組織簿は、第1号様式のとおりとする。

3 地区まちづくり活動組織が活動を停止し、まちづくり組織の登録を抹消しようとするときは、地区まちづくり活動登録抹消届出書（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

第4条 規則第2条第3項第1号に定める「特定のものの利益を図り、又は損害を加えることを活動の目的とするもの」とは、次に掲げる活動とする。

- (1) 特定の事業等に反対を掲げる活動
- (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする活動
- (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする活動
- (4) 地区まちづくりを活動の目的として明示していない活動
- (5) 公益を害する、又は害するおそれのある活動

(6) その他市長が不適切と認める活動

第5条 規則第2条第5項ただし書の特に市長が認めた場合は、地区まちづくり活動組織が継続的な地区まちづくり活動を続けており、有効期間を延長することにより、地区まちづくり推進団体となることが期待できる場合とする。

2 規則第2項第5項ただし書の規定による有効期間の延長は、2年以内とする。

3 有効期間の延長を希望する地区まちづくり活動組織は、登録の有効期間が終了する日の1月前までに、地区まちづくり活動組織登録延長申出書（第3号様式）により市長に延長の申出を行うものとする。

4 市長は、前項の申出があった場合において、第1項の規定により有効期間の延長を認めるときは、地区まちづくり活動組織に対し、地区まちづくり活動組織登録延長承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

5 市長は、地区まちづくり活動組織が前条第1号から第6号までのいずれかに該当すると認めるときは、速やかに地区まちづくり活動組織簿から登録事項を消去する。

第6条 条例第7条第4項に定める市長の求めに応じて地区まちづくり活動組織が行う報告は、地区まちづくり活動組織活動報告書（第5号様式）により行うものとする。

（地区まちづくり推進団体の認定等）

第7条 規則第5条第2項各号に掲げる書類は、次の要件を満たすものとする。

(1) 会則に記述する事項

ア 名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関すること。

イ 会の目的として、地区まちづくりに関すること。

ウ 役員に関すること。

エ 意思決定の方法に関すること。

オ 地区住民等が任意に入会できること又は意見を述べるができること。

(2) 構成員の属性として記述する事項

ア 地区に居住する者、事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地区まちづくりの活動を行う者の別（重複を含む。）

イ 代表者、役員等の役割

ウ 地区まちづくりの活動を行う者の活動内容の概要及びその旨の属性

(学識経験者、専門家、NPO等)

- (3) まちづくり活動対象区域図として備えるべき事項
 - ア 地区の境界を地形、地物等により明示していること。
 - イ 地区まちづくりとして合意形成等が想定し得る区域設定をしており、市域又は行政区域全域といった広域な区域設定をしていないこと。
 - ウ 歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。
 - エ 自治会、町会内その他の地区の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。
 - オ 地区まちづくりを推進するに当たって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。
- (4) 活動計画書に記述する事項
 - ア 地区まちづくり構想、地区まちづくり協定、地区計画等の策定計画等
 - イ 活動方針及びスケジュール
- (5) 活動実績書に記述する事項
 - ア 組織の設立経緯
 - イ これまでの活動経緯
 - ウ 活動による成果等
 - エ 関係団体等との調整等の状況
- (6) 条例第8条第1項第2号に該当することを示す書類として記述する事項
 - ア ニュースの発行、アンケートの配布等の状況（回覧場所、配布先等）
 - イ その他周知の状況を示すもの

第8条 規則第6条第4項ただし書の軽微な変更と認めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 地区まちづくり推進団体の名称の変更
- (2) 事務所等の所在地の変更
- (3) 代表者の変更
- (4) 構成員の2分の1未満の変更（追加も含む。）
- (5) 町会の変更等による活動対象地区の境界の変更
- (6) その他市長が軽微な変更と認めるもの

第9条 条例第8条第3項に定める市長の求めに応じて地区まちづくり推進団

体が行う報告は、地区まちづくり推進団体活動報告書（第6号様式）により行うものとする。

（まちづくり検討地区の認定等）

第10条 規則第7条第1号ただし書の市長が特に認めた場合は、まちづくり検討地区の面積が小さく地区住民等の人数が5人未満であっても地区まちづくりを進めることで地区環境の保全等に寄与することが明確と判断できる場合とする。

第11条 規則第8条第2項に掲げる書類は、次の要件を満たすものとする。

(1) 案内図に地区の位置を広域的（市域）に明示していること。

(2) 位置図として次の要件を備えること。

ア 地区の境界を地形、地物等により明示していること。

イ 地区まちづくりとして合意形成等が想定し得る区域設定をしており、市域又は行政区域全域といった広域な区域設定をしていないこと。

ウ 歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。

（地区まちづくり構想の認定等）

第12条 規則第10条第2項各号に掲げる書類は、次の要件を満たすものとする。

(1) 構想案に記述する事項

ア 地区の将来像、地区まちづくりの目標及び方針

イ 地区まちづくりの実現方策、地区まちづくり事業等の内容

(2) 構想対象区域図として備えるべき事項

ア 地区の境界を地形、地物等により明示していること。

イ 地区まちづくりとして合意形成等が想定し得る区域設定をしていること。

ウ 歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定をしていること。

エ 自治会、町会内その他の地区の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。

オ 地区まちづくりを推進するに当たって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。

(3) 地区住民等への地区まちづくり構想の策定に関する情報の公表及び周

知の状況を示す書類として記述する事項

ア ニュースの発行、アンケートの配布等の状況（回覧場所、配布先等）

イ その他関係書類

(4) 活動実績書に記述する事項

ア 構想の策定経緯

イ 活動経過

ウ 活動による成果等

エ 関係団体等との調整等の状況

(5) 条例第10条第1項第1号に該当することを示す書類として記述する事項等

ア 地区住民等からの意見聴取の方法及びその結果並びに意見の内容及びその意見への対応状況

イ 意見聴取の結果、賛成した者及び賛成しない者の各意見

ウ 意見聴取の結果、賛成しない者が、地区住民等の1割を超えていないことが確認できる書類（意見はがき等）

第13条 規則第11条第4項ただし書の軽微な変更と認めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 地区まちづくり構想の名称の変更

(2) その他市長が軽微な変更と認めるもの
(地区まちづくり協定の認定等)

第14条 規則第12条第2項各号に掲げる書類は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地区まちづくり協定案に記述する事項

ア 地区の将来像並びに地区まちづくりの目標及び方針

イ 具体的なルールの内容

ウ ルールの遵守を図るための具体的な措置

(2) まちづくり協定対象区域図として備えるべき事項

ア 地区の境界を地形、地物等により明示していること。

イ 地区まちづくりとして合意形成等が想定し得る区域設定をしていること。

ウ 歴史的、文化的又は地理的つながりに配慮した区域設定をしていること。

エ 自治会、町会内その他の地区の団体の区域に配慮した区域設定をしていること。

オ 地区まちづくりを推進するに当たって、土地利用等の一体的な区域設定をしていること。

(3) 運用計画書に記述する事項

ア 協定の遵守を図るための運用体制等に関する計画

イ 協定の遵守を図るためのまちづくり活動等の計画

(4) 活動実績書に記述する事項

ア 協定の策定経緯

イ 活動経過

ウ 活動による成果等

エ 関係団体等との調整等の状況

(5) 地区住民等への地区まちづくり協定の策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類として記述する事項

ア ニュースの発行、アンケートの配布等の状況（回覧場所、配布先等）

イ その他関係書類

(6) 条例第11条第1項第1号に該当することを示す書類として記述する事項等

ア 地区住民等からの意見聴取の方法及びその結果並びに意見の内容及びその意見への対応状況

イ 意見聴取の結果、賛成した者及び賛成しない者の各意見

ウ 意見聴取の結果、賛成しない者が、地区住民等の1割を超えていないことが確認できる書類（意見はがき等）

第15条 規則第13条第4項ただし書の軽微な変更と認めるものは、次に掲げる事項とする。

(1) 地区まちづくり協定の名称の変更

(2) その他市長が軽微な変更と認めるもの

第3章 テーマ型まちづくりの推進

(テーマ型まちづくり活動組織等の登録等)

第16条 テーマ型まちづくり活動組織等は、3人以上の市民等により構成される組織とする。

2 規則第18条第4項のテーマ型まちづくり活動等登録組織簿は、第7号様

式のとおりとする。

- 3 テーマ型まちづくり活動組織等の登録の有効期間は、テーマ型まちづくり活動組織等の登録の決定を受けた日から、その日の年度を含め3年目の年度の末日までとする。ただし、登録の更新を希望するテーマ型まちづくり活動組織等については、3年ごとに登録の更新をすることができる。
- 4 登録の更新を希望するテーマ型まちづくり活動組織等は、登録の有効期間が終了する日の1月前までに、テーマ型まちづくり活動組織等登録更新申出書（第8号様式）により市長に更新の申出を行うものとする。
- 5 市長は、前項の申出があった場合において、登録の更新を認めるときは、テーマ型まちづくり活動組織等に対し、テーマ型まちづくり活動組織等登録更新承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。
- 6 市長は、テーマ型まちづくり活動組織等が次条第1号から第6号までのいずれかに該当すると認めるときは、速やかにテーマ型まちづくり活動等登録組織簿から登録事項を消去する。
- 7 テーマ型まちづくり活動組織等が活動を停止し、テーマ型まちづくり活動登録を抹消しようとするときは、テーマ型まちづくり活動登録抹消届出書（第10号様式）により市長に届け出るものとする。

第17条 規則第18条第3項第1号に定める「特定のものの利益を図り、又は損害を加えることを活動の目的とするもの」とは、次に掲げる活動とする。

- (1) 特定のテーマに反対を掲げる活動
- (2) 一部の者の利益を図ることを目的とする活動
- (3) 一部の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする活動
- (4) テーマ型まちづくりを活動の目的として明示していない活動
- (5) 公益を害する、又は害するおそれのある活動
- (6) その他市長が不適切と認める活動

第4章 雑則

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月4日から施行する。